

商工会員向け利子補給制度のご案内

市では、市内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展を図ることを目的として、下記の融資制度を利用する商工会員に対し、利子の一部を補助する制度を新設しました。

補助には条件がありますので、融資を考えている会員の方は融資申し込みの際に必ず商工会へ相談してください。

1. 対象融資

・ 岐阜県中小企業資金融資制度

→全ての融資

・ 日本政策金融公庫の融資

→国民生活事業、中小企業事業のうち、中小企業・小規模事業者向け融資

✓ 令和2年4月1日以降に新規融資の決定がされたものに限り、セーフティネット4号又は危機関連保証認定により融資を受けた場合はこの限りではありません。

2. 利子補給対象者

以下の全ての条件を満たす方

- ・ 市内に事業所を有する（または有する予定の）中小企業・小規模事業者の方
- ・ 商工会員の方
- ・ 商工会に対し融資の内容を登録した方（裏面の様式にて融資実行時に登録）
- ・ 市税の滞納が無い方
- ・ 対象となる利子の支払いに対し、他で補助を受けていない方、受ける予定の無い方

3. 利子補給額

<①新型コロナウイルス対策>

セーフティネット4号又は危機関連保証の認定により融資を受けた方は1年間に限り利子額の100%以内に増額（年限度額20万円）

<②左記以外の融資>

- ・ 1月～12月末までに支払った利子額（延滞利子額除く）の20%以内（100円未満切り捨て）
- ・ 最長7年間まで利子補給
- ・ 1事業所当たり年限度額5万円

※①と②の融資を同時に借り入れている場合、年限度額は25万円となります。

※①の融資は、2年目以降は②に自動的に移行します。

4. 利子補給の流れの概要

1. 商工会に融資内容を登録し、対象となる新規融資（借換も可）を受ける
2. 12月頃 登録した事業者に対し、商工会より利子補給申請書を送付
3. 12月～1月頃 商工会へ利子補給金交付申請
4. 3月頃 商工会より申請者へ利子補給金交付

5. 注意事項、問い合わせ先

- ・ 補助金は自動的に交付されませんので毎年必ず交付申請を行ってください。
- ・ 制度の詳細は下記までお問合せください。
- ・ 多数申し込みにより予算上限に達した場合、補助率を下回る場合もあります。

瑞穂市商工会 058-327-6611
瑞穂市商工農政観光課 058-327-2103

※この事業は岐阜県の新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助を受け実施しています。